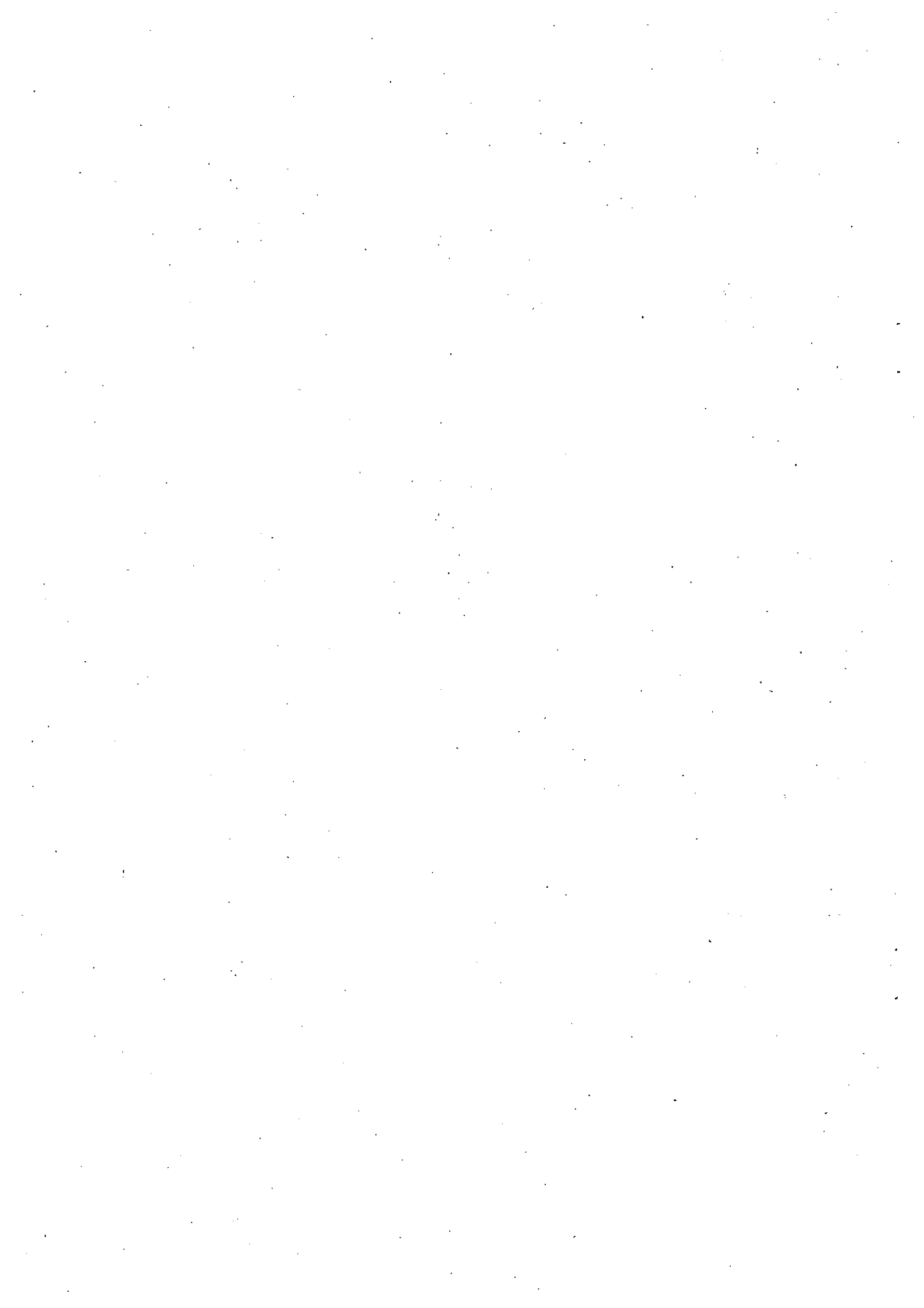


京都府の基準条例（案）



共生型サービスに係る基準条例の改正について

1 条例改正について

- 平成30年4月1日施行の介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合適に支援する法律及び児童福祉法の改正により、高齢者、障害者及び障害児が同一の事業所でサービスを受けることが可能となる共生型サービスの特例が設定された。
- 各法において、介護保険サービス、障害福祉サービス、児童福祉サービスの基準は都道府県が定めることとされており、この基準を定める条例に共生型サービスの基準を追加する改正を行う必要がある。
- 京都府では、意見交換会やパブリックコメントを経て、京都府にふさわしい条例を定める。

2 条例の考え方

- 都道府県が条例で定める基準の内容は、厚生労働省が省令で示す基準に従うこととされている。
- 厚生労働省が示す基準は以下のような分類がなされており、この分類に沿って基準を設定するとともに、府は独自の項目についても検討する。

厚生労働省が示す基準の分類

(表1)

分類	参酌すべき基準	標準	従うべき
法的効果	十分参照すべき	通常よるべき	必ず適合しなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	基準を十分参照した結果としてであれば、独自基準が許容される	「標準」を標準としつつ合理的な理由がある範囲内であれば、独自基準が許容される	基準の範囲内で定めなければならない

- (表1)の内「参酌すべき基準」、「標準」について、今回改正する各基準条例は以下のような整理をし、制定された。
 - ① 他の地域との間で差が生じないよう、国の基準通り全国一律の内容が望ましい
 - ② 地域の実情に応じて緩和することが望ましい
 - ③ 国の省令では抽象的な記述となっているが、具体的に示すことが望ましい
 - ④ 国の基準で絵は示されていないが、新たな基準として盛り込むことが望ましい
- 共生型サービスの基準については、厚生労働省令でその詳細が定められ、全国統一の介護保険、障害者福祉及び児童福祉の報酬制度で運営されていること、また、府が厚生労働省令に基づき各条例に制定している他の事業所の基準とのバランスをとる必要があることから厚生労働省令をそのまま取り入れる。

3 現在、予定している京都府独自の基準

- 利用者の安心した生活の確保のための暴力団排除等

共生型サービスの指定基準の概要

1 人員に関する基準

「従来のサービス」の利用人数と新たに指定を受ける「共生型サービス」の利用人数の合計数に対して、「従来のサービス」の基準で必要とされる従業者の員数を配置していること

2 設備に関する基準

「従来のサービス」に定められた1人当たりの面積の必要数を備えていること。

3 運営に関する基準

- (1) 新たに指定を受ける「共生型サービス」の「通常の指定基準を満たす事業所」の運営基準を準用する。
- (2) 通常の指定基準を満たす事業所等からの技術的支援を受けていること。

4 定員に関する基準（通所によるサービスのみ）

(1) 登録定員

29人を上限とする。

(2) 通いサービスの利用定員

登録定員の2分の1から15人

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較 (②ホームヘルプサービス)

		居宅介護・重度訪問介護(障害福祉) <障害児者> <small>重度訪問介護は者のみ</small>	訪問介護(介護保険)
概要		居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供する	
人員配置	管理者	常勤専従	
	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち1人	
	訪問介護員等(※)	常勤換算2.5人 (※)右記+居宅介護職員初任者研修課程修了者 +障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 (旧3級課程相当) +重度訪問介護従業者養成研修修了者	常勤換算2.5人 (※)介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者
サービス提供範囲	右記+生活全般にわたる援助として認められる支援(重度訪問介護では社会参加目的の移動支援等も含む)	いわゆる「老計10号」	
事業所数	居宅介護:約2万事業所、重度訪問介護:約0.7万事業所		約3.3万事業所

居宅介護・重度訪問介護の訪問介護員等の資格要件	研修時間
介護福祉士	国家資格
実務者研修修了者	450時間
介護職員基礎研修修了者	500時間
介護職員初任者研修課程修了者	130時間
居宅介護職員初任者研修課程修了者	130時間
障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(3級研修)	50時間
重度訪問介護従業者養成研修修了者	10時間以上

都道府県の判断により、「居宅介護職員初任者研修課程」を修了していれば、「介護職員初任者研修課程」を全部又は一部を免除可能

- ・全て免除 12都道府県
- ・一部免除 6都道府県
- ・免除無し 29都道府県

(平成27年度・振興課調べ)

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較 (①デイサービス)

		生活介護(障害福祉) <障害者>	通所介護(介護保険)	
概要		昼間、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う	
定員		原則20名以上		
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)		
	医師	必要数 (医療機関との連携等ができていれば不要)		
	サービス管理責任者 (実務経験3~10年 +研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)		
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → 6:1	生活支援員	1人 (常勤1以上)
		平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1	看護職員	1人
平均障害支援区分5以上 → 3:1	理学療法士又は作業療法士	必要数	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	
設備	訓練・作業室	支障がない広さ	食堂及び機能訓練室	
事業所数	約1万事業所		約4.3万事業所	

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較② (デイサービス②)

社保審一障害者部会	
第86回 (H29.9.20)	資料1
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第8回 (H29.9.6)	参考資料

	自前訓練(障害福祉) <障害者>		通所介護(介護保険)	
概要	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行う		入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う	
定員	原則20名以上		—	
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)	管理者	常勤専従
	サービス管理責任者 (実務経験3~10年、研修30.5時間)	利用者60人まで可 利用者60人を超える部分: 40.1 (常勤1以上)	生活相談員 (社会福祉士等)	1人
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	6:1	生活支援員	1人 (常勤1以上)
			看護職員	1人 (常勤1以上) ※生活訓練は不要
理学療法士又は作業療法士			1人 (常勤1以上) ※生活訓練は不要	
機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人	
設備	訓練作業室	支障のない広さ	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員
事業所数	約0.14万事業所		約4.3万事業所	

※訪問サービスを提供する場合は、生活支援員を1人以上加配

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較③ (デイサービス③)

社保審一障害者部会	
第86回 (H29.9.20)	資料1
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第8回 (H29.9.6)	参考資料

	児童発達支援(障害福祉) <障害児> ※児童発達支援センター 主として自活している児童を支援する事業所		通所介護(介護保険)	
概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う		入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う	
定員	10人以上		—	
人員配置	管理者	専従(非常勤でも可)	管理者	常勤専従
	児童発達支援管理責任者 (実務経験3~10年(うち3年以上は障害児、児童、障害者の支援)、研修30.5時間)	1人(専任かつ常勤)	生活相談員 (社会福祉士等)	1人
	指導員又は保育士	10:2 (以降、利用者5人増すごとに1人) (常勤1以上)	介護職員	5:1 (利用者15人まで、1人以上で可) (常勤1以上)
			看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員等)	機能訓練を行う場合に配置	機能訓練指導員 (理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等)	1人	
設備	指導訓練室	支障のない広さ	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員
事業所数	約0.4万事業所		約4.3万事業所	

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較④ (デイサービス④)

社団法人 障害者部会	
第86回 (H29.9.20)	資料1
障害福祉サービス等報酬改定検討委員会	
第8回 (H29.9.6)	参考資料

放課後等デイサービス(障害福祉)<障害児> ※主として通所(通所)型(通所)型を指す		通所介護(介護保険)		
概要	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う		
定員	10人以上	—		
人員配置	管理者	専従(非常勤でも可)	管理者	常勤専従
	児童発達支援管理責任者 (実務経験3~10年(うち3年以上は障害児・児童・障害者の支援)・研修30.5時間)	1人(専任かつ常勤)	生活相談員 (社会福祉士等)	1人
	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	10:2 (以降、利用者5人増すごとに1人) (常勤1以上) ※児童指導員又は保育士を半数以上	介護職員	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
	機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員等)	機能訓練を行う場合に配置	看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
設備	指導訓練室	支障がない広さ	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員
事業所数	約1万事業所	約4.3万事業所		

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較 (③ショートステイ)

短期入所(障害福祉)<障害児等>		短期入所生活介護(介護保険)			
施設類型	併設型・空床利用型 ※ショートの利用者数を本体施設の利用者とみなした上で、障害施設として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい	単独型	併設型・空床型/単独型 ※空床型は、ショートの利用者数を本体施設の特養の利用者とみなした上で、特養として必要とされる人員・設備基準を満たせばよい		
	管理者	管理者	専従	管理者	常勤専従
人員配置	医師	必要数 (医療機関との連携等ができていれば不要)	従業者	医師	1人
	サービス管理責任者 (実務経験3~10年・研修30.5時間)	40:1 (利用者60人まで、1以上で可) (常勤1以上)		生活相談員 (社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事等)	100:1 (常勤1以上)
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → 6:1 平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1 平均障害支援区分5以上 → 3:1		介護職員 看護職員	3:1 (常勤1以上)
	栄養士	必置ではない(配置しない場合、減算)		機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人
	調理員その他の従業者	—		栄養士	1人
	夜勤職員	60:1		調理員その他の従業者	適当数
	夜勤職員	60:1		夜勤職員	25人まで 1人 26~60人まで 2人 61~80人まで 3人 81~100人まで 4人 101人以上 4に利用者が100を超えて25又は端数を増すごとに1を加えた数
居室面積	9.9㎡(定員4人以下)	8㎡(定員4人以下)	10.65㎡(定員4人以下)		
設備	食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、訓練・作業室	食堂、浴室、洗面所、便所	食堂、浴室、洗面設備、便所、機能訓練室、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室		
事業所数	約0.43万事業所 3,424(78%)	970(22%)	約1万事業所 単独型:1,778(17.7%)、併設・空床型8,253(82.3%)		